

## 聖路加国際病院院長任用規程

### (目的)

第1条 本規程は、聖路加国際病院運営規則第6条に基づき、聖路加国際病院院長（以下「院長」という）の任用に関し必要な事項を定める。

### (院長の資格)

第2条 院長は、人格高潔にして学識に富み、病院運営の方針を実現する医療面の責任者であるとともに、理事会の重要な一員として、法人の経営に参画するに相応しい者でなければならない。

2 院長は、聖路加国際大学学長を兼任できないものとする。

### (院長の選任)

第3条 院長は、次の各号の一に該当する場合に選任するものとする。

- (1) 院長の任期が満了するとき。
- (2) 院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 院長が前2号以外の事由で欠員となったとき。

### (院長の選任および任命の手続き)

第4条 院長は、次条に定める院長推薦委員会（以下「委員会」という）より推薦された院長候補者の中から、理事会審議による選任を経て、理事長が任命する。

- 2 前条第1号の規定により選任をする場合は、任期満了年度の12月末までに選任しなければならない。ただし、やむを得ず任期満了年度の12月末までに選任ができない場合には、理事会はできる限り迅速に選任を行うよう努めるものとする。
- 3 前条第2号または第3号の規定により選任をする場合は、当該事由の生じた日から3ヶ月以内に選任しなければならない。ただし、やむを得ず3ヶ月以内に選任ができない場合には、理事会はできる限り迅速に選任を行うよう努めるものとする。
- 4 第1項に定める理事会の審議は、委員会から提出された院長候補者の推薦書および、聖路加国際病院院長任用細則（以下「細則」という）に定める書類に基づき行うものとする。
- 5 理事長は、院長の任命にあたり、院長の選考結果、選考過程及び選考理由をホームページにおいて公表する。

### (院長推薦委員会)

第5条 理事会は、前条に定める院長候補者を選出するため、以下のとおり委員会を設置する。

- (1) 第3条第1号の規定による場合は、任期満了年度の5月に開催する理事会において設置する。
- (2) 第3条第2号または第3号の規定による場合は、当該事由の生じた日から30日以内に、理事会において設置する。

### (委員会構成)

第6条 委員会は7名の委員で構成し、次の第1号から第3号に掲げる者とする。

- (1) 理事会の互選による理事2名
- (2) 病院運営会議の互選による者3名（うち1名以上は医師とする）
- (3) 法人と利害関係のない外部の者2名

- 2 前項第3号に掲げる委員は、理事の推薦に基づき、理事会において選任する。
- 3 第1項の規定に拘らず、委員会が次期院長の候補者として審議の対象とする者（以下「院長候補審議対象者」という）は委員会の委員になることはできない。
- 4 委員が院長候補審議対象者となった場合は、その対象者は、委員を辞任しなければならない。
- 5 委員に欠員を生じた場合には、第1項の構成となるよう、委員を補充する。
- 6 前項において、補充する委員の候補は、あらかじめこれを定めておかなければならない。
- 7 理事長は、委員会の委員名簿、委員の経歴および選定理由を公表するものとする。
- 8 委員会の運営の詳細は細則に定める。

（委員長）

第7条 委員会の委員長は委員の互選により選出する。

（院長候補者要件）

第8条 院長の候補者は以下の基準を満たした者とする。

- （1）聖路加国際病院（以下「病院」という）の理念を踏まえたキリスト教信徒であること。ただし、当該候補者がキリスト教信徒でない場合は、キリスト教精神を尊重する者であること。
- （2）日本国内の医師免許を有し、保険医の登録を受けている者であること。
- （3）医療の安全の確保のため、医療安全管理業務の経験を有し、患者安全を第一に考える姿勢及び能力を有している者であること。
- （4）病院の適正な管理運営に必要な資質及び能力、ならびに病院内外での組織管理経験を有している者であること。
- （5）高度医療の提供、高度医療技術の開発及び評価、高度医療に関する研修等、病院が行う医療およびその発展にリーダーシップを発揮できる者であること。
- （6）医療提供と安定的な経営とのバランスを考えた、健全で全体最適な病院経営を担える者であること。

（院長任期）

第9条 院長の任期は3年とし、4月1日に始まり、第三年度の3月31日をもって満了とする。

- 2 院長が任期中に交替したときは、後任者の就任が9月30日以前の場合、当該年度は1年として計算し、10月1日以降の場合、当該年度は1年に算入しない。
- 3 院長の重任は妨げない。ただし、原則として満70歳の年度末を限度とする。
- 4 院長が任期の途中で前項の上限を迎えた場合は、任期満了まで延長するものとする。
- 5 第3項に拘らず、院長の重任は連続して2期かつ通算して3期までを限度とする。ただし、理事会が特段の理由があると認める場合は、連続して3期の重任も許されるものとする。

（院長の解任の手続き）

第10条 院長が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- （1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- （2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 院長たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 理事会および評議員会が、前項により院長の解任について議決するにあたっては、原則として院長に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項に定める弁明は、書面により行うことを妨げない。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. 制定：2015 年 5 月 27 日
- 2. 改定：2016 年 9 月 29 日（全面改定）
- 3. 改定：2019 年 9 月 24 日（第 1 条・目的、第 6 条・委員会構成、第 8 条・院長候補者要件）
- 4. 改定：2022 年 4 月 1 日（第 2 条・院長の資格、第 3 条・院長の選任、第 4 条・院長の選任および任命の手続き、第 5 条・院長推薦委員会、第 6 条・委員会構成、第 7 条・委員長、第 9 条・院長任期、第 10 条・院長の解任の手続き）
- 5. 改定：2023 年 4 月 1 日（第 9 条・院長任期）ただし、改正後の第 9 条については、2023 年 4 月 1 日以降に選任された院長に適用する。
- 6. 改定：2023 年 9 月 29 日（第 6 条・委員会構成）